

利用上の注意

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則によって実施されています。

3 調査の期日

平成 25 年工業統計調査は、平成 25 年 12 月 31 日現在で実施しました。

4 調査の範囲

この調査は「製造業」（日本標準産業分類〔大分類 E－製造業〕）に属する事業所（国に属する事業所を除く）で、従業者 4 人以上の事業所を対象として調査しました。

5 調査の方法

工業調査員（本社一括調査及び国直送事業所調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。)) が自ら調査票に記入する方法（自計方式）により調査しました。

6 産業分類の格付け

（1）一般的な方法

ア 製造品が単品の場合は、品目番号 6 桁のうち上位 4 桁の分類番号で細分類を決定します。

イ 製造品が複数の品目にわたる場合は、まず品目番号上 2 桁を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号（中分類）を決定します。

次に、その決定された番号のうちで、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

（2）特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります（「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業）。

（3）産業分類の変更

日本標準産業分類が平成 19 年 11 月に改訂されたことに伴い、平成 20 年調査から以下のとおり工業統計調査用産業分類が変更になりました。

旧分類（平成 19 年まで）		内 容	新分類（平成 20 年以降）	
産 業 中分類番号	産 業 名 称		産 業 中分類番号	産 業 名 称
09	食料品製造業	—	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	—	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業	統合	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	—		
13	木材・木製品製造業	—	12	木材・木製品製造業
14	家具・装備品製造業	—	13	家具・装備品製造業
15	パルプ・紙・紙加工製造業	一部 1 2 へ移設	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
16	印刷・同関連業	—	15	印刷・同関連業
17	化学工業	一部 1 1 へ移設	16	化学工業
18	石油製品・石炭製品製造業	—	17	石油製品・石炭製品製造業
19	プラスチック製品製造業	—	18	プラスチック製品製造業
20	ゴム製品製造業	—	19	ゴム製品製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	—	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
22	窯業・土石製品製造業	一部 1 1 へ移設	21	窯業・土石製品製造業
23	鉄鋼業	—	22	鉄鋼業
24	非鉄金属製造業	—	23	非鉄金属製造業
25	金属製品製造業	—	24	金属製品製造業
26	一般機械器具製造業	分割	25	はん用機械器具製造業
			26	生産用機械器具製造業
			27	業務用機械器具製造業
29	電子部品・デバイス製造業	名称変更	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
27	電気機械器具製造業	一部 28・30 へ移設	29	電気機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	—	30	情報通信機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	—	31	輸送用機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	分割して 27・32 へ移設		
32	その他の製造業	一部 2 7 へ移設	32	その他の製造業

7 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所数は、平成 25 年 12 月 31 日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所等と呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数は、平成 25 年 12 月 31 日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計であり、他の企業へ出向・派遣している者及び下請け会社等からの請負労働者を除きます。

なお、常用労働者には、正社員の他、パートタイマー、アルバイト、嘱託職員、出向や派遣で来ている従業者を含みますが、以下の条件のいずれかに該当する者とします。

ア 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者。

イ 日々又は 1 か月以内の期限で雇われていた者のうち、11 月、12 月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。

ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は、上記に準じて扱います。

エ 重役、理事等役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(3) 現金給与総額は、平成 25 年 1 年間に支給した給与額、又は支給すべき給与額についての、税込みの金額（所得税、保険料、組合費等を差し引く前の額）であり、以下の額の合計です。
現物給与は含みません。

ア 常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（結婚手当、期末賞与等）

イ その他の給与額等（退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、他企業に出向させている者に対する負担額等）

(4) 原材料使用額等は、平成 25 年 1 年間における原材料・燃料・電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額の合計で、消費税を含んだ金額です。

ア 原材料使用額

原材料とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料・消耗品（工場建物、設備等の小修理に用いたもの）、耐用年数 1 年未満の工具、器具、備品、機械油、その他作業用・事務用の消耗品等をいい、ここでは、実際に製造等に使用した額を計上しています。

- ・ 建物の新築、増築、設備等の新設、拡張等のために使用された原材料のうち、固定資産勘定に計上すべきものは含みません。
- ・ 計上する原材料は、自己所有のものに限っています。
- ・ 原材料を使用して中間製品を作り、更にこの中間製品を製造加工のために使用した場合は初めに使用した原材料費だけを計上しています。
- ・ 同じ企業に属する他の事業所から受け入れた原材料は、市価に換算して計上しています。
- ・ 燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えばコークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油等は、ここに計上しています。
- ・ 他企業の事業所へ製造加工を委託した際に支給した原材料及び製品を含みます。
- ・ 仕入れて又は受け入れてそのまま販売（転売）するものは含みません。

イ 燃料使用額

生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、ガス料金、自家発電用の燃料費等を計上しています。

同じ企業に属する2つ以上の事業所に送電している自家用火力発電所が使用した石炭、石油等の使用額は、1年間の「製造品出荷額等」の最も多かった事業所にまとめて計上しています。

仕入れて又は受け入れてそのまま販売（転売）するものは含みません。

ウ 電力使用額

事業所の購入電力の使用額を計上しています。照明や空調に利用されたものを含み、自家発電分は除きます。

エ 委託生産費

自己の所有する原材料又はその事業所が製造した製品を他企業の事業所に支給して製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を計上しています。この場合、支給した原材料又は製品は、「原材料使用額」に記入します。

他の事業所に原材料を支給しないで製造を依頼した注文製造品の買取代金は含みません。

オ 製造等に関連する外注費

事業所収入（「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」）に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発等、当該事業所収入に係る直接的な外注費用を計上しています。

委託生産費、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは含みません。

警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝等の管理・販売部門における外注費用は含みません。

カ 転売した商品の仕入額

平成25年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を計上しています。売上げに対応した仕入額は以下により計算しています。

$$\text{年初転売品在庫額} + \text{当年転売品仕入額} - \text{年末転売品在庫額}$$

なお、転売品とは、他の事業所（同一企業に属する事業所を含む）から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てん等の販売に伴う軽度な加工をしたものを含みます。（ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除く。）

(5) 製造品出荷額等は、平成25年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計で、消費税を含んだ金額です。「製造品出荷額」には、内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計）も含みます。

ア 製造品出荷額

製造品とは、事業所が所有する原材料によって製造するものをいい、原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品を含みます。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは除きます。（「その他収入額」（転売収入）となります。）

- ・ 出荷額は工場出荷額とし、積込料、運賃、保険料及びその他諸経費は含みません。
- ・ 自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、その事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したものを含みます。ただし、平成24年中に出荷したもので、平成25年に入ってから返品され、再出荷したものは含みません。
- ・ 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売価額（実際に受け取った金額）で計上しています。

- ・ 出荷済みでも販売額の未定のもの、自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては市価で換算し、かつ課税取引があったものとして、それぞれ消費税額を上乗せした金額で計上しています。
- ・ 取引先での据付・工事や保守・点検を含めた契約となっている製造品については、製造品の代金を「製造品出荷額」に計上し、据付・工事や保守・点検の代金は「その他収入額」にそれぞれ分離して計上しています。
- ・ 製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものは「その他収入額」に計上しています。ただし、インターネットや電話等を通じ店舗によらないで販売したものは、ここに含めます。
- ・ 同じ企業の2つ以上の事業所に送電している自家発電所が、他の企業へ余剰電力を販売した場合の販売電力の価額は、平成 25 年 1 年間の「製造品出荷額等」の最も多かった事業所にまとめて計上しています。

イ 加工賃収入額

他の企業の事業所が所有する原材料又は製品に加工（受託加工）して、平成 24 年中に引き渡したものに対して受け取った、又は受け取るべき加工賃収入額です。

なお、一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「製造品出荷額」に計上しています。

ウ その他収入額

「ア 製造品出荷額」及び「イ 加工賃収入額」以外の収入を計上しています。

具体的には、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、修理料収入（船舶、鉄道車両の修理又は改造、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール等は除く（自己所有の原材料によって修理をした場合は「製造品出荷額」、他から原材料の支給を受けた場合は「加工賃収入額」に計上）、販売電力収入、冷蔵保管料収入、転売収入、製造小売収入、建設業収入、運輸業収入、金融・保険業収入、不動産業収入、サービス業収入等です。

知的財産収入、利子・配当等の事業外収入、有形固定資産等の売却収入は除きます。

(6) 在庫額は、製造品、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料の在庫額の合計です。

事業所が所有するものを計上し、原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品（製造品、半製品、仕掛品）の在庫も含みますが、下請賃加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品や、仕入れてそのまま販売するもの（転売品）の在庫は含みません。

基本的には帳簿価額によって計上しています。

ア 製造品

完成品だけでなく部分品を含み、事業所の最終の製造過程を完了した生産物をいいます。

イ 半製品

製品が2つの工程又は数個の工程で完成されるとき、1つ又は数個の工程を終了しており、そのまま出荷（販売）又は貯蔵可能な状態の生産物をいいます。

ウ 仕掛品

製造品及び半製品を製造する過程で、まだ製造品や半製品になっていない状態にある生産物をいいます。

(7) 有形固定資産は、土地及び土地を除く有形固定資産に分かれています。土地を除く有形固定資産には、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、工具、器具、備品等を含みます。基本的には帳簿価額によって計上しています。

ア 土地

事業所の敷地の他、社宅敷地、運動場、農園等の経営付属用の土地（構外のものを含む）をいい、借地は除いています。

取得額は、平成 25 年中に登記が済んだ土地の金額を全て計上しています。造成、改良等によって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を計上しています。

イ 有形固定資産（土地を除く）

構築物とは、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場等（減価償却の対象となるものに限る）をいい、構外のものも含みます。

工具、器具、備品等は容器を含み、基本的には、耐用年数 1 年以上で 1 件 10 万円以上のものをいいます。

取得額は、平成 25 年中に購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替等による取得額を計上し、借用分（リース・レンタル等を含む）は除いています。増改築、改造、増設等によって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を計上しています。

ウ 除却額

有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額です。

エ 建設仮勘定

建物、構築物、機械、装置、船舶、車両等の有形固定資産を建設するようなときに、完成までに数年を要する場合、建設に要した材料費、労務費、経費等を完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。設定している事業所について、借方に仕分けられた金額を「増」に、貸方に仕分けられた金額（有形固定資産勘定又は他の勘定に振り替えられた金額）を「減」に計上しています。

ソフトウェア等の無形固定資産及び土地は含みません。

(8) 工業用水とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。従業員の飲料水や雑用水は含みますが、動力として使用される水は除きます。

1 日当たり用水量は、平成 25 年 1 年間においてその事業所で使用した工業用水の総量を年間の操業日数で割ったものです。

ア 水源別用水量

回収水とは、事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水をいいます。

イ 用途別用水量

- ・ ボイラ用水とは、ボイラ内で、蒸気を発生させるために使用される水をいいます。
- ・ 原料用水とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
- ・ 製品処理用水は、原料、半製品、製品等の溶解等、物理的な処理を加えるために使用される水をいい、洗じょう用水は、工場の設備又は原料・製品等の洗じょう用に、使用される水をいいます。
- ・ 冷却用水は、工場の設備又は原料・製品等の冷却用に使用される水をいい、温調用水は、

工場内の温度又は湿度の調整等のために使用される水をいいます。

- ・ その他の用水は、上記いずれにも属さない、飲料水や雑用水等をいいます。

8 集計項目の計算式

(1) 生産額 = (製造品出荷額等 - その他収入額) + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

※従業者 29 人以下の事業所については、(製造品出荷額等 - その他収入額) の数値を生産額とします。

(2) 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税
+ 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

※従業者 29 人以下の事業所については以下によります。

付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税 + 推計消費税額) - 原材料
使用額等

(3) 投資総額 = 有形固定資産の取得額 + (建設仮勘定の増 - 建設仮勘定の減)

※従業者 29 人以下の事業所については調査対象としていません。

9 表章形式

(1) 統計表中、「-」は皆無又は該当数値のない場合を、「0」及び「0.0」は単位未満の数値を表します。また、「x」は 1 または 2 の事業所に関する数値であり、個々の報告者の秘密保持のため秘匿した箇所です。

なお、3 以上の事業所に関する数値でも「x」で表したのは、数値が前後の関係等から判明する恐れがある場合に秘匿した箇所です。

(2) 単位未満は、四捨五入しています。また、比率は、小数点 2 位を四捨五入しているため、構成比は合計と内訳が一致しない場合があります。

(3) 統計表中の産業中分類は、工業統計調査用産業分類の内容を、以下のとおり省略表示しています。

別表 2

省 略 表 示	産 業 中 分 類	省 略 表 示	産 業 中 分 類
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	23 非鉄	非鉄金属製造業
12 木材・木製品	木材・木製品製造業	24 金属製品	金属製品製造業
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	25 はん用機械	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機械	生産用機械器具製造業
15 印刷	印刷・同関連業	27 業務用機械	業務用機械器具製造業
16 化学	化学工業	28 電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機械	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業	30 情報通信機械	情報通信機械器具製造業
19 ゴム	ゴム製品製造業	31 輸送用機械	輸送用機械器具製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他	その他の製造業

10 その他

(1) この報告書の数値は、本市が独自集計した数値であり、経済産業省及び千葉県が公表する数値と相違することがあります。

(2) 平成 23 年における数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。

- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

平成 23 年における数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の調査時点が平成 24 年 2 月 1 日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分があります。